

尾張都市計画事業  
春日井熊野桜佐土地区画整理事業

環境影響評価に係る事後調査報告書

令和2年3月

春日井熊野桜佐土地区画整理組合

## はじめに

本事後調査報告書は、「春日井都市計画 春日井熊野桜佐土地区画整理事業 環境影響評価書」（平成 19 年 9 月、愛知県）（以下、「評価書」とします。）に示されている事後調査の計画の内容について、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年、愛知県条例第 47 号）（以下、「条例」とします。）第 30 条第 2 項の規定に基づき、事後調査報告書として、平成 23 年度～平成 30 年度に実施したカヤネズミに対する事後調査の結果等について取りまとめたものです。

### 【ダルマガエルの表記について】

ダルマガエルは、トウキョウダルマガエル (*Pelophylax porosus porosus*) とナゴヤダルマガエル (*Pelophylax porosus brevipodus*) に分類されていますが、本書では評価書作成時にあわせてダルマガエルと表記しています。

### 【掲載地図について】

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を使用したものです。

## 目 次

1.	対象事業の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
1.1	対象事業の名称	1
1.2	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2.	対象事業の目的及び内容	2
2.1	対象事業の目的	2
2.2	対象事業の内容	3
2.3	事業内容	6
2.4	事業計画の策定時における環境配慮	22
3.	環境保全措置	24
4.	事後調査計画の策定	27
4.1	現状調査	30
4.2	事後調査計画の策定	43
5.	事後調査の全体計画	49
6.	事後調査の項目及び手法（カヤネズミ）	51
7.	事後調査結果	52
7.1	カヤネズミ保全地の造成	52
7.2	オギの移植	56
7.3	カヤネズミの移殖	57
7.4	カヤネズミモニタリング	59
8.	環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度	66
8.1	環境保全措置の内容	66
8.2	環境保全措置の効果及び不確実性の程度	66
8.3	事後調査の結果により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度	66
9.	専門家の助言内容と専門分野等	68
10.	事後調査を委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	70

1. 対象事業の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 対象事業の名称

尾張都市計画事業 春日井熊野桜佐土地区画整理事業

1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：春日井熊野桜佐土地区画整理組合

代表者の氏名：小林 茂夫

主たる事務所の所在地：愛知県春日井市熊野町 77